

日常生活用具一覧

※下線は介護保険(福祉用具)と重複する種目です。

種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合	
肢体 不 自 由	便器	4,450	8年	学齢児 以上	
		(手すり付) 5,400			
	洗淨機能付便座	上肢障害2級以上	50,000	5年	学齢児 以上
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。児童の場合は2級以上。)	19,600	5年	3歳 以上
	エアマット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。児童の場合は2級以上。)の方で医師が必要であると認める方	80,000	5年	3歳 以上
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000	8年	—
	訓練用ベッド ※障害児のみ	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	159,200	8年	学齢児 以上
	訓練いす ※障害児のみ	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童	33,100	5年	3歳 以上
	T字・棒状のつえ	平衡機能障害・下肢・体幹機能障害がある方	4,700	3年	○
	頭部保護帽	脳性麻痺や失調症などで立位や歩行が不安定でよく転倒する方 A スポンジ・革製 B スポンジ・革・プラスチック製	A:15,200 B: 36,750	3年	○
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る)	67,000	5年	学齢児 以上
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって家族等他人の介助を要する方に限る)	82,400	5年	3歳 以上
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする方	90,000	8年	3歳 以上
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する方に限る)	15,000	5年	学 齡 児 以上
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	159,000	4年	3歳 以上	

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
肢 体 不 自 由	移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等) ※工事を伴わない	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能に障 害を有し、家庭内の移動等において介助を 必要とする方	60,000	8年	3歳 以上
	居宅生活動作補助用 具(住宅改修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変による運動機能障害(移動 機能障害に限る)を有する方で、障害等級 3級以上(ただし特殊便器への取替えをす る場合は、上肢機能2級以上の方)	200,000	—	学齢児 以上
視 覚 障 害	情報通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害者	100,000	—	学齢児 以上
	視覚障害者用ポータブ ルコッター	視覚障害2級以上	85,000	6年	学齢児 以上
			(再生専用) 35,000	6年	学齢児 以上
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(就労もしくは就学して いる方、又は就労見込みの方)	63,100	5年	○
	点字器	視覚障害の方	11,000	5年	○
	盲人用時計	視覚障害2級以上	(触読) 10,300	10年	—
	盲人用時計(音声)	視覚障害2級以上	(音声) 13,300	10年	—
	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	9,000	5年	学齢児 以上
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯、及び これに準ずる世帯)	41,000	6年	—
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人の世帯、及びこれ に準ずる世帯)	18,000	5年	—
	視覚障害者用拡大読 書器	視覚障害者で、本装置により文字等を読む ことが可能になる方	226,000	8年	学齢児 以上
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害2級以上	99,800	6年	学齢児 以上	
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害2級以上	7,000	10年	学齢児 以上	

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
視 覚 障 害	点字図書	おもに、情報の入手を点字によっている視覚 障害者	一般図書と の差額補助	—	○
	点字 ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体 障害者で、必要と認められる方	383,500	6年	—
聴 覚 障 害	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの 視聴が可能になる方	88,900	6年	○
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯で、日常生活上 必要と認められる方)	87,400	10年	—
	聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害者又は、発声・発語に著しい障害を 有する者であって、コミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要と認められる方	35,000	5年	学齢児 以上
	人工内耳用空気電池		年額 30,000	—	○
	人工内耳用充電電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している方	30,000	1年	○
	人工内耳用充電器		30,000	3年	○
内 部 障 害 ・ そ の 他	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹 膜濾過法(CAPD)による透析療法を行う方	51,500	5年	3歳 以上
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	10年	—
	ネブライザー(吸入 器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障 害者で、必要と認められる方	36,000	5年	学齢児 以上
	電気式たん吸引器		56,400	5年	学齢児 以上
	動脈血中酸素飽和 度測定器 (パルスオキシメー ター)	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身 体障害者であって在宅酸素療法を行う者若 しくは人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年	—
	医療機器用バッテ リー(発電機を含 む)	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん 吸引器を使用している者・児若しくは難病 患者等で、必要と認められる方	100,000	5年	—
	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
内部 障害 ・ その他	人工喉頭(笛式)	喉頭を摘出等により音声言語障害がある方 (電動式の対象となる児童は教育上必要な 方)	8,500	4年	○
	// (電動式)		73,000	5年	○
	人工鼻	音声機能、言語機能又はそしゃくの障害が3 級以上の身体障害者・児で喉頭を摘出して音 声機能を喪失した方	月額 23,100	—	○
	携帯用会話補助装 置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であ って、発声・発語に著しい障害を有する方	98,800	5年	学齢児 以上
	ストマ用装具 (蓄便袋等)	直腸機能障害者	月額 8,858	—	○
	ストマ用装具 (蓄尿袋等)	ぼうこう機能障害者	月額 11,639	—	○
	紙おむつ等	・直腸・ぼうこう機能障害がありストマ周辺の 著しいびらんまたはストマの変形によりスト マ用装具が装着できない方。 ・先天性疾患(先天性錯肛を除く。)に起因す る神経障害による高度の排尿・排便機能障 害がある方。 ・先天性錯肛に対する肛門形成術による高度 の排便機能障害がある方。 ・脳原性運動機能障害により、排尿・排便の 意思表示が困難な方(3歳以上)	月額 12,000	—	○
収尿器	脊髄損傷等により排尿障害がある方	9,000	1年	○	
知的 障 害	特殊マット	療育手帳A1・A2 判定の方	19,600	5年	○
	頭部保護帽	療育手帳 A1・A2 判定でてんかんの発作等 により頻繁に転倒する方	12,160	3年	○
	火災警報器	療育手帳A1・A2 判定で、火災発生の感知及 び避難が著しく困難で、単身世帯(これに準 ずる世帯)の方	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○
	洗浄機能付便座	療育手帳A1・A2 判定で、訓練を行っても自 ら排便後の処理が困難な方	50,000	5年	学齢児 以上
	電磁調理器	療育手帳A1・A2 判定の方	41,000	6年	—
エアマット	療育手帳 A1・A2 判定の方で医師が必要で あると認める方	80,000	5年	3歳 以上	